

提言

地域主権改革と博物館
—成熟社会における貢献をめざして—



平成23年（2011年）8月3日

日本学術会議

史学委員会

博物館・美術館等の組織運営に関する分科会

この提言は、日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会

委員長	木下 尚子	(第一部会員)	熊本大学文学部教授
副委員長	青木 睦	(連携会員)	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館文学形成研究系准教授
幹事	稲葉 政満	(連携会員)	東京芸術大学教授
	青柳 正規	(第一部会員)	国立西洋美術館館長
	前田富士男	(第一部会員)	中部大学教授
	板倉 聖哲	(連携会員)	東京大学東洋文化研究所准教授
	井上 洋一	(連携会員)	東京国立博物館学芸企画部企画課長
	武末 純一	(連携会員)	福岡大学人文学部教授
	本田 光子	(連携会員)	九州国立博物館学芸部博物館科学課長
	真鍋 真	(連携会員)	国立科学博物館主任研究員
	宮下規久朗	(連携会員)	神戸大学大学院人文学研究科准教授

要 旨

1 作成の背景

日本の博物館の多くは、その公的性格から地方公共団体によって運営されている。近年政府は「地方が主役の国づくり」を推進し、内閣府に設置された地方分権改革推進委員会は、博物館法を見直す勧告をおこなった。

2 現状及び問題点

勧告の内容に博物館の設置基準の緩和が含まれていたことから、多数の学術団体等が、博物館の質が保証できなくなるとして意見や反対声明をだした。勧告は今後の改革の指針となるため、博物館の将来に重大な影響を及ぼすと予想される。

3 提言の内容

- (1) 博物館の主要な使命はその保管する資料を次世代に継承し、地域に即した柔軟なサービスを継続的に提供することである。そのためには博物館の存立に一定の質を担保しうる普遍性のある基準が必要である。
- (2) 地方分権改革推進委員会による第3次勧告には、博物館法に定められた「博物館登録の要件」等を廃止または条例委任とするという内容が含まれており、これは博物館の質の低下と、サービスの地域的不均衡を招く可能性が高い。博物館があるべき質を保ちながら進化・発展するために、とりわけ登録制度の維持は重要である。
- (3) 地方分権改革推進委員会の掲げる「地方が主役の国づくり」を実現する場合においても、博物館が生涯教育・社会教育に対して果たす役割は十分に認識されるべきである。博物館は、情報化社会で失われがちな本物との出会いを保証し、人々の文化的・歴史的感性をはぐくむ場として欠くことのできない文化装置だからである。

目 次

1	はじめに	1
2	博物館登録制度の意味	3
3	博物館資料と博物館サービスの普遍性	4
4	地方分権委員会による博物館登録制度の規制緩和	5
5	指定管理者制度と博物館登録制度	6
6	成熟社会における博物館の役割	8
7	提言	9
	<参考文献>	10
	<参考資料>	
	史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会審議経過	12

1 はじめに

博物館¹は地球上のさまざまな地域に設置され、その地の自然の営みや人類の記憶を伝えている。人びとはそこでその地の自然を再認識し、歴史的・文化的感性を育み、自らのアイデンティティを培う。博物館は地域社会における固有の文化装置といえる。こうした博物館の公益性から、日本の博物館の多くは地方公共団体によって運営されている。最近その運営に大きな変更を迫る動きがあった。

近年政府は「地方が主役の国づくり」の方針のもとに、「地方政府」の実現を強力に推進している。平成19年内閣府に設置された地方分権改革推進委員会（以下地方分権委員会）は、その審議結果を平成22年3月までに4次にわたる勧告として公にした^{2, 3}。現在、地方分権を進める改革は勧告の内容に沿って進められており、地方公共団体の自治事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けが見直されている。博物館法(昭和26年法律第285号)によって規定されている公立博物館等への国の関与も、第3次勧告において見直しの対象になった。具体的には博物館法の以下の2項である。

① 第12条の博物館登録の要件を廃止又は条例委任とする。

② 第21条の博物館協議会の委員の資格を廃止又は条例委任とする。

上記①の第12条は、地方自治体が一定の基準を満たす博物館施設を博物館として登録するときの審査基準について定めたもので、そこには資料、学芸員およびその他の職員、建物および土地、開館日数について充たすべき条件が示されている。②は博物館法第20条の「公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。」に続くもので、第21条でその協議会委員を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者」としている。

この見直し案に対し、博物館にかかわる多数の学術団体から反対の意見がだされた[1]。これらは、博物館登録の要件をなくすことで地方自治体間に博物館の質の不均衡が生じ、結果として博物館の質の低下につながることを危惧する点でおおむね一致している。反対声明のいくつかは地方分権委員会と同じ内閣府に属する日本学術会議会長にも宛てられていた。その後第58回全国博物館大会決議（平成22年11月25日 財団法人日本博物館協会主催）で、強い反対意見があらためて表明された。

¹ ここでいう博物館とは、博物館法の定めるところの公共施設をさし、美術館、動植物園、水族館を含む。

² 勧告は見直しの対象別に4次にわたってだされた。「第1次勧告 ～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～」(平成20年5月28日)、「第2次勧告 ～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」(平成20年12月8日)、「第3次勧告 ～自治立法権の拡大による「地方政府」の実現～」(平成21年10月7日)、第4次勧告 ～自治財政権の強化による「地方政府」の実現～」(平成21年11月9日)。

³ 一連の勧告で示されたのは、地方公共団体が自治にかかわる立法権、行政権、財政権を有した「完全自治体」となる具体策である。その3ヶ月後、勧告を継承した「地域主権戦略大綱」(以下「大綱」)[2]が閣議決定され、改革の方向性がいっそう鮮明になった。政府はこれを「地域主権改革」と名付け、「国と地方公共団体の関係を、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換し、国民が、地域の住民として、自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという」としている(「大綱」、1頁)

第3次勧告における博物館法の見直し勧告は、博物館の将来に重大な影響を及ぼすと予想されることから、史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会はこれに対して以下の意思を表明するものである。

- (1) 博物館の存立に一定の質を担保しうる普遍性のある基準が必要である。
- (2) 博物館があるべき質を保ちながら進化・発展するために、登録制度は必要である。
- (3) 地方分権委員会のめざす「地方が主役の国づくり」において、博物館の役割はきわめて重要である。

2 博物館登録制度の意味

博物館法にもとづく博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関のうち、地方公共団体、民法法人等（独立行政法人を除く）が設置する施設で、都道府県教育委員会による博物館登録を受けたものをいう（同法第2条）。

博物館登録の要件としては、上記の目的を達成するために必要な次の事項とされている（同法第12条）。

- ・博物館資料があること。
- ・学芸員その他の職員を有すること。
- ・建物および土地があること。
- ・1年を通じて150日以上開館すること。

以上の要件を充足し都道府県教育委員会の登録を受けたものが現行法上の博物館（以下「登録博物館」）である⁴。

博物館の価値が何より博物館資料の存在によって保証されていることは、日本や外国の著名な博物館をみれば明らかである。しかし博物館資料を学術的に理解し、適切に保管し、効果的に展示する専門職員がいなければ、資料は死蔵されているも同然である。博物館には資料を生かすための専門家、すなわち学芸員が必要である。また博物館資料を保管し展示するためにはこれに見合う建物と土地が不可欠で、これによって博物館にふさわしい文化的空間が保証される。さらに博物館資料の文化的・歴史的価値は、これを一定期間以上一般に公開してはじめて市民に広く伝わる。わが国の博物館の多くが市民に信頼され、その文化的レベルの向上に貢献できているのは、こうした条件を満たしてきたからである。このように博物館の登録制度は、わが国の博物館の質を維持する上できわめて重要な意味をもっており、堅持する必要がある。

⁴ 文部科学省社会教育調査報告書の平成20年度の統計によると、現在わが国には5775の博物館が存在している[3]。これらには登録博物館のほか、国または都道府県教育委員会の指定を受けた博物館相当施設（博物館法第29条に基づく）、博物館と同種の事業を行うものとして、都道府県教育委員会が把握している博物館類似施設（文科省の社会教育調査の対象）が含まれている。博物館相当施設とは、登録博物館の要件は満たしていないものの、一定の要件を満たしている施設で、文部科学大臣あるいは都道府県教育委員会の指定を受けたものをいう。博物館類似施設とは博物館法に定められた博物館と同種の事業を行う上記以外の施設で、博物館法の適用外の施設である。ほとんどの博物館はこの博物館類似施設である。平成20年度の統計において、登録博物館は907、博物館相当施設は341、博物館類似施設は4527である。

3 博物館資料の普遍性と博物館サービスの普遍性

博物館の資料には唯一無二の実物資料が含まれており、またその中にはしばしば学術的・芸術的価値の高い資料が含まれている。ある地域に限定された資料であっても、それが公益性の高い文化財として全国的な価値をもつ場合もあれば、さらに人類レベルの重要性をもつ場合もある。数百年伝承されてきた評価の定まった資料もあれば、今後研究や調査が進んでより高い価値の認められる資料もある。このように博物館の実物資料は、その個別具体的要素とともに空間的にも時間的にも普遍的な要素を併せもっている。博物館はこのような資料群を将来に伝え、また近隣地域や全国からの関心にも応える使命をもった施設といえる⁵。

実物資料を資源として展開される博物館サービスは、博物館のある地域はもちろんであるが、一方で地域や時間をこえた人々をも対象にしており、こうした普遍性を備えている点において、特定地域住民を主たる対象とした他の公共施設によるサービスとは根本的に異なっている。

博物館のもつ普遍的使命の実現のためには、その存立に一定の質を担保しうる基準が不可欠である。

⁵ こうした博物館の性格に鑑み、学術会議は、社会の変化に対応した博物館の在り方を報告や声明として繰り返し述べてきた[4]。

4 地方分権委員会による博物館登録制度の規制緩和

地方分権委員会による第3次勧告では、地方自治を推進するために、国が関与する設置管理基準について「廃止または条例委任」という方針が、多くの公的施設に一律的に適用され、その結果、博物館法の第12条と第21条についてもこれに沿った勧告がなされた。勧告において博物館の基本的存在意義が顧みられることなく、博物館の質の確保に重要な意味をもつ博物館登録制度が、地方公共団体に属する事務事業として機械的に処理されたのはまことに遺憾である。

博物館登録の要件が廃止又は条例委任された場合、博物館資料をもたず学芸員が不在で博物館のための土地・建物のない施設でも、開館期間さえ満たせば法制上の博物館となりうる。こうした博物館の新設が、真に博物館の公益性を高め、柔軟な文化行政の実現につながるのかどうか、慎重な検討が必要である。地方公共団体が従来通り博物館の設置に一定の規制を継続しようとするれば、条例によってこれを定め、しかるべき博物館運営を行えばよいことになる。こうして博物館においても地域の実情に応じた柔軟な文化行政が実現するというのが地方分権委員会の主張であろう。しかし各地域が財政難に加え市町村合併によって博物館を整理・統合する傾向にあるなかで、多くの地方公共団体が博物館の質を向上させて文化行政を前進させる条例の制定に積極的に取り組むとはかぎらない。

登録博物館への規制が緩和され、博物館に学芸員が必ずしも常駐なくなるとどのようなことが起こるだろうか。最初に影響がでるのは博物館サービスの基礎をなす資料の適切な保管業務であろう。博物館資料には保管に専門の知識と技術を要する生物標本や芸術品、民俗・民族資料、映像・音響資料、歴史資料、出土遺物などがある。これらに関する長期的な保護計画の立案や次世代への継続性について、専門家を欠いた博物館は責任をもてるのだろうか。資料の保管に万全が期せない状況では、展覧会以外の部分で博物館がどれほどのサービスを提供しても、どれほど多くの人々が博物館を訪れても、博物館としての意義は大きく低下すると言わざるを得ない。地方分権委員会の提示する博物館法への措置が、同委員会の目指す「どの地域に暮らしていても豊かで活力のある自治を享受できるような仕組み」⁶の構築にとって真に効果的な方法なのかどうか、慎重に検討する必要がある。

委員の選抜基準の見直しが指摘されている博物館協議会は、多くの博物館に設けられている組織ではあるが必置の機関ではない。そのメンバーは一般に近隣地方公共団体の教育委員会関係者、博物館関係者、観光関係者、小中学校教員などで、地域の実情がバランスよく反映されていることが多い。第3次勧告ではこの人選について、既成の基準を廃止し改めて条例で定めることを勧めているが、このことでいかほどの地方自治が推進されるのだろうか。「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日 閣議決定)によると、博物館法第21条については「廃止または条例委任」から「参酌すべき基準」に変わっているが、妥当な判断であろう。推進される地方自治の内容と、博物館協議会を置くために条例を制定しなければならない自治体の業務負担を比較し、さらなる見直しを望みたい。

⁶ 地方分権改革推進委員会「第4次勧告 ～自治財政権の強化による『地方政府』の実現へ～」、1頁。

5 指定管理者制度と博物館登録制度

近年博物館では経済効率の追求を主とする改革が進んでいる。その代表が指定管理者制度の公立博物館への適用である。指定管理者制度は平成15(2003)年の地方自治法改正によって誕生した制度⁷で、博物館のさまざまな分業務に民間組織が参加する道を拓いた。また国の独立法人の博物館に対しては競争原理の導入によって公共サービスの向上をはかる「市場化テスト」の適用が議論となった⁸。指定管理者制度の導入時には、文化行政に経済効率の原理をどのように適合させるのかが危機感をもって議論され⁹、この緊張感が、当該制度導入如何にかかわらず全国の多くの博物館において運営上のさまざまな試みとなって現れた。指定管理者制度が導入8年目を迎えた今、指定管理者の契約が更新される一方で、その効果的運用について経験をふまえた現実的な議論がなされている¹⁰。

博物館にとってサービスの基礎をなすのは望ましい状態で保管された実物資料の存在である。資料の安全な保管は博物館の最大の使命といていいが、最近これにかかわる事故が博物館で増加する傾向が指摘されている(公開承認施設緊急会議資料 平成22年11月文化庁)¹¹。事故は多くの要因が重なって生じるものであるが、その防止のためには指定管理者制度との関係も慎重に検討されなければならないだろう[6]。文化審議会文化政策部会は、「指定管理者制度の導入から6年以上が経過し様々な事例が蓄積されていることから、国として、博物館が指定管理者制度を導入する際のガイドライン等を作成する必要がある」と提言している(「審議経過報告」平成22年6月7日)。また、社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議は、「国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加に応えていくため、公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること。また、その際、各地方公共団体での取組における地域間格差を解消し、円滑な運営を

⁷ 地方自治法(第244条の2)「公の施設」に関する制度(平成15年6月6日改正)をさす。地方自治体の公の施設の管理を、自治体の指定をうけた指定管理者が代行できる制度で、設置者は以下の条件を選択する。① 指定の手続き、管理の基準、業務の範囲を定める。② 管理の期間を定める。③ 指定管理者の利用料金収受の可否。

⁸ 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」(平成18年7月7日施行)をさす。この法律は、「簡素で効率的な政府」を実現するために、「民間にできることは民間に」という構造改革を具体化したものである。すなわち、公共サービスを不断に見直し、公共サービスの質の維持向上と、経費の節減をともに実現することを目的としている。

⁹ 日本博物館協会によると、総じて指定管理者は博物館の機能のなかで地域の特性に密着したサービス業務で効果をあげているが、その運用方式は将来にわたって地方自治体の判断に委ねられている[5]。

¹⁰ 日本学術会議はかつて、「指定管理者制度導入に当たっては設置者の基本方針と応募者の運営構想に齟齬が生じないよう、設置者は当該博物館の基本性格運営方針を明確かつ詳細に呈示することが重要」であり、「設置者と応募者の共通立脚点として、『公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準』(平成15年6月6日文部科学省告示)を活用することが望ましい」こと、「設置者は指定期間として、10年(既存館の場合)～15年(新設館の場合)を目安とし、同時に5年毎の業績審査を行って継続か否かを判断することが望ましい」こと、「人的資源を確保し、安定した長期的運営を行うために、管理委託制度等によって実績を積んだ学芸員を擁している団体の活用を図る」こと、「経費節約とサービスのより一層の向上を可能にする制度的仕組みとしては、指定管理者制度に限らずに、広範な選択肢にわたる十分な検討が必要」で、「一般市民を含めて、また諸外国の制度的仕組みをも参考にして、よりよい制度設計に関する公共的な討議が必要」であるとの提言をおこなった。

¹¹ 平成17年度以降の国指定文化財の生物被害を含めた毀損事故等の数は、以下の通りである。平成17年度2件、同18年度3件、同19年度1件、同20年度3件、同21年度7件、同22年度(11月以前)4件。

行うことができるよう様々な支援に努めること」としている（平成20年5月23日衆・文部科学委員会¹²）。博物館法第12条の見直し案は、こうした国会の決議に矛盾するものである。

博物館法に定められた「博物館登録の要件」および「博物館協議会の委員の資格」を廃止または条例委任とする第3次勧告は、博物館サービスの質の低下と、サービスの地域的不均衡を招く可能性が高い。博物館があるべき質を保ちながら進化・発展するために、登録制度は必要である。

¹² 文教科学委員会（平成22年6月3日）でもほぼ同文の附帯決議がある。

6 成熟社会における博物館の役割

現在推進されている地方分権改革は、さまざまな取組みを通して「地域の実情にあった最適な行政サービスの提供」の実現を目指している¹³。近年成熟社会¹⁴の実現とともに生涯教育の重要性が高まり、地域社会における博物館の役割は増大している。平成18年9月文部科学省生涯学習局に「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」（以下協力者会議）が置かれ、検討が重ねられたのは、こうした社会の変化に対応するものである。その報告において、「伝える」「集める」を基盤に「探求する」「分かち合う」博物館、「価値ある資料を蓄積し研究し、未来に継承することで、人々の生涯学習の支援を行う」という21世紀の博物館像が示された¹⁵[7]。

ここで述べられている「価値ある資料を蓄積し研究し、未来に継承すること」とは、博物館の基本的役割（資料の収集・調査・研究・保存）の実現である。グローバル化した現代社会では、一地域の事象がしばしば国際的事象に通じ、また人類的話題・地球規模の問題が一地域に連続する。博物館資料が普遍性を帯びていることを意識し、一律的な基準のもとに、地方公共団体と国が役割を分担して博物館資料の保存にあたることが重要である。質の高い学芸員の存在がこの活動を保証するであろう。

また博物館の「人々の生涯学習の支援を行う」機能は、分権社会における博物館の役割がより個別的に発揮される部分である。協力者会議の提案する登録博物館の見直しによって地域において多様な博物館サービスが実現するであろう¹⁶。

博物館は、情報化社会で失われがちな本物との出会いを保証し、人々の文化的・歴史的感性をはぐくむ場として不可欠の文化装置である。地方分権委員会のめざす「地方が主役の国づくり」において、「人々の心が豊かになり、歴史や自然を尊ぶ成熟した社会の実現に寄与」¹⁷する博物館の役割は重要である。日本学術会議としても、全面的な見地からの発信を今後の課題としたい。

¹³ 地域主権戦略大綱（平成22年6月22日 閣議決定）、3頁。

¹⁴ 成熟社会とは、量的拡大のみを追求する経済成長が終息に向かう中で、精神的豊かさや生活の質の向上を重視する、平和で自由な社会をさす。イギリスの物理学者ガボール（Dennis Gabor）の同名の書名による用語。

¹⁵ 協力者会議は、博物館法における博物館の定義を見直し、登録博物館の基準を見直して博物館の公益性を明確化する必要があると主張している。すなわち国内の大多数を占める登録博物館以外の博物館における多様性を尊重し、博物館本来の役割を十全に社会に還元することを目指している。協力者会議はさらに博物館の専門職員の資質向上にむけた学芸員制度の見直し、現職研修の充実、上級学芸員資格の導入などを提案している。その後財団法人日本博物館協会（以下博物館協会）は国内の博物館の現状を調査し、課題をまとめている[8]。

¹⁶ 2010年の統計によると、我が国の博物館のうち、博物館法の対象外の博物館が全体の約8割を占めている。協力者会議は登録制度を見直して現状と法の乖離を解消することを提案している。

¹⁷ 『新しい時代の博物館制度の在り方について』、44頁。

7 提言

- (1) 博物館の主要な使命はその保管する資料を次世代に継承し、地域に即した柔軟なサービスを継続的に提供することである。そのためには博物館の存立に一定の質を担保しうる普遍性のある基準が必要である。
- (2) 地方分権改革推進委員会による第3次勧告には、博物館法に定められた「博物館登録の要件」等を廃止または条例委任とするという内容が含まれており、これは博物館の質の低下と、サービスの地域的不均衡を招く可能性が高い。博物館があるべき質を保ちながら進化・発展するために、とりわけ登録制度の維持は重要である。
- (3) 地方分権改革推進委員会の掲げる「地方が主役の国づくり」を実現する場合においても、博物館が生涯教育・社会教育に対して果たす役割は十分に認識されるべきである。博物館は、情報化社会で失われがちな本物との出会いを保証し、人々の文化的・歴史的感性をはぐくむ場として欠くことのできない文化装置だからである。

<参考文献>

[1] 反対声明などに以下のものがある

- ・ 全日本博物館学会「地方分権改革推進委員会第3次勧告における博物館法見直しに対する反対声明」、2009年11月5日
- ・ 自然史学会連合「地方分権改革推進委員会第3次勧告の博物館法見直しに対する反対声明」、2009年11月16日
- ・ 日本民俗学会「地方分権改革推進委員会第3次勧告における博物館法の見直しに対する反対声明」、2009年11月21日
- ・ 美術史学会「地方分権改革推進委員会の第3次勧告における博物館法見直しに対する反対声明」、2009年11月24日
- ・ 昆虫担当学芸員協議会「博物館施設支援のお願いと博物館法見直しに対する反対声明」、2009年11月25日
- ・ 日本民具学会「地方分権改革推進委員会第3次勧告における博物館法見直しに対する反対声明」、2009年12月5日
- ・ 地方史研究協議会「地方分権改革推進委員会第3次勧告における博物館法見直し勧告を受け入れないよう求める要望書」、2009年12月5日
- ・ 日本地球惑星科学連合「博物館法見直しの勧告に対する反対声明」、2009年12月18日
- ・ 日本ミュージアムマネジメント学会「地方分権改革推進委員会第3次勧告に対する意見」、2009年12月
- ・ 日本歴史学協会「地方分権改革推進委員会の第3次勧告における博物館法の見直しを受け入れないよう求める要望書」、2010年1月23日
- ・ 北海道博物館協会「地方分権改革推進委員会『第3次勧告』について(要望)」、2010年2月5日

[2] 「地域主権戦略大綱」、閣議決定、2010年6月

[3] 文部科学省生涯学習政策局調査企画課、『社会教育調査報告書 平成20年度』、2010年4月

[4] 以下の報告、声明がある。

- ・ 第17期日本学術会議芸術学研究連絡委員会、報告『国立博物館(芸術系)・美術館の今後の在り方について—独立行政法人化に際しての調査研究機能の重視、評価の適正化など—』、2000年7月29日
- ・ 第18期日本学術会議学術基盤情報常置委員会、報告『行政改革と各種施設等独立行政法人化の中で学術資料・標本の管理・保存専門職員の確保と養成制度の確立について』、2003年3月12日
- ・ 第18期日本学術会議学術基盤情報常置委員会、報告『学術資料の管理・保存・活用体制の確立および専門職員の確保と養成制度の整備について』、2003年6月24日

日

- ・ 第 19 期日本学術会議動物科学研究連絡委員会・植物科学研究連絡委員会、報告『自然史系博物館における標本の収集・継承体制の高度化』、2006 年 8 月 29 日
- ・ 第 20 期日本学術会議学術・芸術資料保全体制検討委員会、声明『博物館の危機をのりこえるために』、2007 年 5 月 24 日

- [5] 財団法人日本博物館協会、「特集：指定管理者制度」、『博物館研究』vol. 45No. 10、2010 年
- [6] 栗原祐司、「文化財保護政策および博物館政策の課題と展望」、『月刊文化財』No. 571、2011 年 4 月
- [7] これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議、『新しい時代の博物館制度の在り方について』、2007 年 6 月
- [8] 財団法人日本博物館協会、『平成 20 年度文部科学省委託事業 地域と共に歩む博物館事業 日本の博物館総合調査研究報告書』、2009 年 3 月

<参考資料>史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会審議経過

平成 18 年

- 2月23日 日本学術会議幹事会（第9回）
○分科会設置

平成 20 年

- 11月27日 日本学術会議幹事会（第68回）
○委員決定
- 12月19日 史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会（第1回）
○今後の活動方針について意見交換

平成 21 年

- 3月30日 史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会（第2回）
○博物館の現状と課題について、報告と意見交換
- 6月15日 史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会（第3回）
○「指定管理者側からみた現状と問題点」報告と意見交換

平成 22 年

- 8月1日 史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会（第4回）
○地方分権改革推進委員会第3次勧告にかかわる博物館の対応について報告と意見交換
- 10月30日 史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会（第5回）
○報告書の方向性の検討
- 12月9日 史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会（第6回）
○「提言」案（1）の作成

平成 23 年

- 4月18日 史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会（第7回）
○「提言」案（5）の作成

- 7月28日 日本学術会議幹事会（第130回）
史学委員会文化財の保護と活用に関する分科会提言「地域主権改革と博物館—成熟社会における貢献をめざして—」について承認